

認証申出に関するよくある質問

－ 株式会社ハローワールドとのお取引に関する認証申出手続き －

2025/5/29一部更新

No. 1

支払った旅行代金と同額の還付が受けられるのでしょうか？

A：(株)ハローワールドの弁済限度額は1,100万円です。同社に対して旅行業務に関する取引について債権の申出をしたお客様の債権額の合計が弁済限度額の範囲内であれば全額に相当する金額をお支払いする見込みですが、その限度額を超えた場合は按分配当となります。

No. 2

還付を受けられるのはいつですか？

A：当協会の弁済業務保証金制度からの還付は通常6ヶ月から7ヶ月程度を要します。
認証申出受付は、最初の申出を受理した日から60日間に申出があったものが同時受付となります。
申出書類は随時内容を確認していきますが、申出件数により内容確認に1ヶ月程度が必要となる場合もあります。
事務局で申出内容を確認の後、弁済業務委員会において認証審査をいたしますので、認証結果のお知らせ、お客様の申出が認証された場合の還付金の振込先をお伺いするのは2025年11月頃になる見込みです。(但し、申出額の合計が弁済限度額を超えた場合であって、かつ、認証を拒否する債権があったときは、認証の結果をお知らせするのが更に遅くなる場合があります。)
その後、当協会が皆様の委任を受けて、法務局に還付の手続きをした後、お振込みいたしますので、2025年12～2026年1月頃の還付（予定）となります。

No. 3

認証申出に費用はかかりますか？

A：印鑑登録証明書等の公的書類の発行手数料や郵送料については申出される方のご負担となります。
印鑑登録証明書の発行手数料は市区町村によって異なりますが、1通300円程度です（個人の場合。法人の場合、申請方法により390円/通～450円/通程度。）。
また、申出書類の郵送料は重量により異なり、定型郵便物を使用し、簡易書留で送付する場合、50グラム以内では460円（郵便料金110円＋簡易書留350円）がかかります。
なお、還付金を振込む際にかかる振込手数料は当協会が負担しますので、差し引かれることはありません。

№. 4

振り込み名義人を参加するこどもの名前に変更して保護者の銀行口座から旅行代金を振り込みました。認証の申出は誰の名前で提出すれば良いですか。

A：認証申出は保護者の方のお名前で作成してください。経緯書に実際の参加者のお名前を書いていただく欄がありますが、そこに参加するお子様のお名前を記入してください。

また、旅行代金の振込名義人と認証申出者が異なることになり、振込名義人であるお子様の代理人として保護者の方が認証申出を行うこととなりますので、ダウンロードした書類一式の中にある委任状を作成（受任者が保護者、委任者がお子様）してご提出ください。

№. 5

認証申出の締切日はいつですか。締切日の消印があれば受け付けてもらえるのでしょうか。

A：当協会宛、期限内に認証申出書その他の添付書類一式が到着する必要があります。書類は整い次第、「簡易書留」等で早めにお送りくださいますようお願いいたします。

認証の申出は、最初の申出を受理した日から60日間に申出があったものを同時受付することになる為、当協会が最初の申出を受理した日から60日後がご提出期限となります。

最初に申出があった場合、直ちにその旨を当協会ホームページでお知らせいたします。また、お送りいただいた書類は随時内容を確認いたしますが、申出件数により内容確認に1ヶ月程度が必要となる場合もありますので、早めにお送りいただきますようお願いいたします。

「簡易書留」等でお送りいただくことは、郵便の引き受けから配達までの送達過程が記録されますので、大切な申出書類を確実に届けるためにお願いしております。

「普通郵便」で送付し、郵便事故等により、万一当協会に到着しなかった場合、当協会は一切の責任を負いかねます。

№. 6

送付した認証申出書類に不備があった場合はどうなりますか？

A：当協会より書類不備に関する内容を説明し、必要書類等のご提出をお願いすることになります。

従いまして、申出される方へお手数をおかけすることとなりますので、認証申出書類を送付する際には、同封の「提出書類チェックシート」にて、提出すべき書類がすべて揃っているかを必ずご確認のうえ、「提出書類チェックシート」とともに送付ください。

なお、必要書類をご提出できない場合は、当協会弁済業務規約に従い、認証が拒否されることがある旨を予めご承知おきください。

№. 7

クレジットカード会社から支払いの免責（引き落としがされない、返金等）の対応を受けた場合、あるいは支払いの免責を受けられるか保留中でも認証申出ができますか？

A：次のようにしてください。

①お支払いになった旅行代金の全額についてお支払いの免責を受けられた場合

認証の申出はなさないでください。お客様の旅行代金などの損害がありませんので、認証申出をされましても当協会は認証を拒否します。また、万一、当協会が認証をしてお客様が還付を受けてしまった場合は、その金額を当協会に返還いただくことになります。

②お支払いになった旅行代金の一部についてお支払いの免責を受けられた場合

免責されない金額について認証申出をしていただけます。

③お支払いになった旅行代金についてお支払いの免責を受けられるか保留中の場合

認証申出をしていただけますが、認証申出された後で、お支払いの免責を受けた場合は、必ず当協会へご連絡をお願いいたします。

なお、後日、免責が受けられたか確認のご連絡をさせていただきますので、経緯書に日中ご連絡のできるご連絡先をご記入いただきますようお願いいたします。

№. 8

旅行を二つ申し込んでいるが、認証申出書類は2通提出するのか？

A：ご出発日ごと、それぞれに認証申出書等を作成していただき提出していただきます。